

公告第 337 号

健康保険法第 47 条の規定により、任意継続被保険者の 2025 年度(令和 7 年度)上限標準報酬月額が決定しましたので公告します。

記

- | | |
|-------------------------------|--------------------------------|
| 1. 2024 年 9 月 30 日現在の平均標準報酬月額 | 344,041 円 |
| 2. 2025 年度の上限標準報酬月額 | 340,000 円 |
| 3. 適用期間 | 2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日 |

2025 年 2 月 17 日

ANAグループ健康保険組合
理 事 長 久保田 実